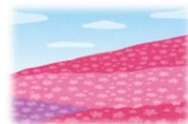


網走家畜衛生情報

令和5年度（2023年度） 第2号（5月）

北海道網走家畜保健衛生所

- 1 高病原性鳥インフルエンザについて
- 2 豚熱について
口蹄疫・アフリカ豚熱侵入防止のために
- 3 令和4年次 監視伝染病の発生状況
継続した暑熱対策を怠りなく！
- 4 令和5年度 予防事業の実施計画
防疫演習を実施しました
- 5 令和5年度 牛のヨーネ病自主検査について
- 5 生乳への抗菌性物質の残留事故にご注意！
- 6 病性鑑定材料の採材及び送付方法について
- 7 牛サルモネラ症に注意！！
- 8 死亡牛のBSE検査に関する死亡獣畜処理
指示書の適正な発行について
- 9 BSE検査対象月齢換算表



高病原性鳥インフルエンザについて

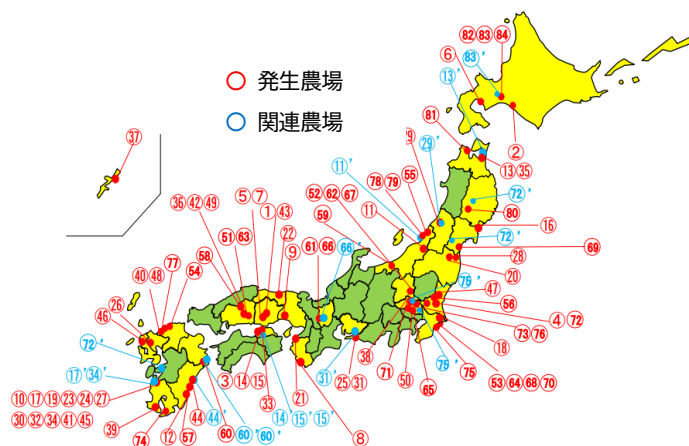
令和4年10月から令和5年5月までの今シーズンは26道県84事例の本病の発生があり、約1771万羽が殺処分対象となりました。道内では昨年秋の発生に加え、3月から4月にかけて千歳市で3事例の発生がありました。

【道内での発生】

発生年月日	発生場所	種類	飼養羽数	移動制限解除
令和4年10月28日	厚真町	肉用鶏	約17万羽	令和4年11月25日
令和4年11月7日	伊達市	肉用鶏	約15万羽	令和4年12月5日
令和5年3月28日	千歳市	採卵鶏	約55.8万羽	令和5年5月6日
令和5年4月3日	千歳市	採卵鶏	約39万羽 (関連農場含む)	令和5年5月6日
令和5年4月7日	千歳市	採卵鶏	約31万羽	令和5年5月6日

国内では野鳥での陽性事例が継続的に確認されており、全国的に環境中のウイルス濃度が高くなっているとされています。また、渡り鳥のほかに、農場の近隣で生活しているカラスから本病ウイルスが検出される事例が相次いでおり、野鳥等の死骸を餌とするカラス等にもウイルスがまん延していると考えられます。

今後も、野鳥の陽性事例が確認されなくなるまで警戒を緩めることなく、来シーズンも本病の発生リスクが高まることを想定し、以下の衛生管理に加え、夏季期間中に鶏舎破損部の修繕、防鳥ネットの追加設置、補修を行うようお願いします。



家さん飼養農場での発生状況（令和4年10月～令和5年4月）

〈重点的に取り組む衛生管理の内容〉

- ◆ 野鳥等の野生動物の家さん舎への侵入防止（**防鳥ネット**の設置など）
- ◆ ネズミなどの小型の野生動物の侵入防止（**殺鼠剤散布**、鶏舎周りの**草刈り**及び**消石灰散布**）
- ◆ 農場に入る**車両の消毒**を徹底
- ◆ 家さん舎に入る**人**（所有者を含む）・**物の消毒の徹底**（鶏舎専用長靴を使用）

豚熱について

国内では、平成 30 年 9 月に豚熱の発生が確認され、野生いのししにウイルスが浸潤したことにより感染地域が拡大しています。

現在、北海道、九州以外の 39 都府県では、豚飼養農場でワクチン接種を実施しています。

また、本州では野生いのししに対し、感染状況の把握、捕獲の強化、経口ワクチン散布等の対策が進められています。

本道では、豚熱の発生が確認されておらず、ワクチン接種も実施しておりません。豚や精液等を導入する場合は出荷元を必ず確認し、ワクチン接種地域から導入しないようお願いします。



口蹄疫・アフリカ豚熱侵入防止のために

令和 5 年 5 月 10 日、韓国において、2019 年以来 4 年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。

口蹄疫及びアフリカ豚熱（ASF）は、現在国内での発生がありませんが、アジアの周辺国において継続的に発生しています。今回、地理的に近く人の交流も多い韓国で口蹄疫が発生し、本病の国内への侵入リスクが高まっていることを踏まえ、より一層防疫対策に努めましょう。

◆ 人や物に病原体が付着して持ち込まれる恐れがあります！

農場の出入り口に看板等を設置し、関係者以外の立入を制限しましょう。また、畜産関係者の方は発生国への渡航を自粛し、やむを得ず渡航する場合は家畜を飼養している農場などへの立入りは極力避けるようにしてください。

◆ 農場への侵入防止対策のために飼養衛生管理を徹底しましょう！

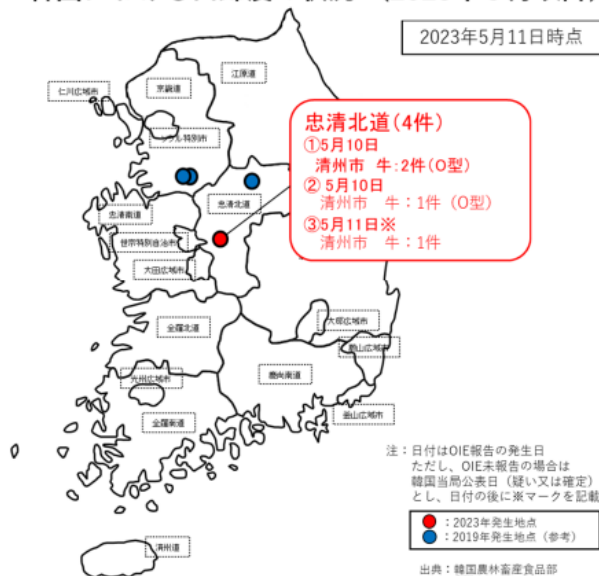
万が一国内にウイルスが侵入したとしても、飼養家畜への感染を防止するため、人、車両、物の消毒等、衛生管理の徹底や早期発見のための監視の強化に万全を期してください。

◆ 海外からの携帯品や国際郵便物に含まれる肉製品に注意！

技能実習生等の外国人従業員を受け入れている場合は日本への持ち込みが禁止されている肉製品が母国からの携帯品や郵便物によって持ち込まれることのないよう、周知徹底してください。



韓国における口蹄疫の状況（2023年 5 月以降）



早期発見！早期通報！

口蹄疫は、牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、鼻、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴。



農林水産省HPより

令和4年次 監視伝染病の発生状況

全国、道内及びオホーツク管内の監視伝染病の発生状況を下表のとおりお知らせします。

管内では、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫、サルモネラ症等が発生しています。日頃より飼養衛生管理基準を遵守し、農場内に病原体を持ち込まないように努めましょう。

病 名		畜種	令和4年（2022年）1月～12月					
			全国		北海道		オホーツク管内	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜伝染病	ヨーネ病	牛	522	1,160	245	998	24	84
		めん山羊	8	26	4	20		
	豚熱	豚・いのしし	9	29				
	高病原性鳥インフルエンザ	家きん	63	256	6	7	2	3
	高病原性鳥インフルエンザ(疑似患畜)	家きん			7	827,690	2	1,245
	腐蛆病	蜜蜂	26	106	1	1		
届出伝染病	牛ウイルス性下痢	牛	78	121	29	62	4	13
	牛伝染性鼻気管炎	牛	4	12	1	4		
	牛伝染性リンパ腫	牛	2,176	4,327	255	707	26	70
	牛丘疹性口内炎	牛	5	6	1	1		
	破傷風	牛	112	119	7	7		
	サルモネラ症	牛	189	431	148	362	9	20
		豚	73	156				
	ネオスポラ症	牛	5	5	1	1		
	馬鼻肺炎	馬	18	25	16	24		
	馬パラチフス	馬	4	17	3	15		
	豚丹毒	豚	251	922	6	37	2	3
	豚流行性下痢	豚	6	32	1	9		
	バロア症	蜜蜂	26	505	20	498	6	319
	チョーク病	蜜蜂	23	173	23	173	5	30

継続した暑熱対策を怠りなく！

今年のオホーツク地方は平年並みか高い気温になることが見込まれています（気象庁 HP、向こう3か月の天候の見通しより）。暑熱に対する対応は各農家単位で継続した努力を積み重ね、それが効果として現れるものです。今後も飼養形態にあった適切な予防対策に取り組んでいただき、暑熱被害が最小になるようお願いします。

〈予防対策例〉

- ◆ 涼しい時間帯の給餌、清潔で冷えた水の十分な補給
- ◆ 密飼の回避
- ◆ 放牧時間を早朝や夜間に変更すること
- ◆ 窓の開放、屋根への散水
- ◆ 遮光ネットの利用による直射日光遮断
- ◆ 噴霧システムや扇風機の整備、トンネル換気



令和5年度 予防事業の実施計画

今年度の事業計画は下表のとおりです。

検査の実施にあたっては、生産者及び関係機関の皆様の御協力をよろしくお願いします。

市町村名(地区)	事業名	実施予定時期
小清水町	乳・肉用牛のヨーネ病検査 飼養衛生管理基準遵守状況の確認	5～7月
湧別町(東・芭露)		7～9月
北見市(常呂)		11月
北見市		11月、2月
北見市(留辺蘂)		11、12月
管内全域	蜜蜂の腐蛆病検査	8～9月
管内全域	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ 強化モニタリング検査	10～3月
斜里町	飼養衛生管理基準遵守状況の確認 (対象:牛、めん羊、山羊、鹿飼養農家)	オホーツク推進協議会 北海道農業共済組合 により実施
興部町(沙留)		
北見市(端野)		
網走市		
紋別市(上渚滑・渚滑)		
大空町		

防疫演習を実施しました

令和5年2月27日、28日に興部町中央公民館において防疫演習を実施しました。市町村、畜産関係団体、北海道警察、自衛隊等の職員36名にご参加いただき、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の防疫作業について机上演習で確認するとともに、防疫衣の着脱訓練及び消毒ポイントにおける消毒対応について実地演習を行いました。また、有事の際にも円滑に対応できるよう、集合施設における資材搬入及び集合施設設置・運営の訓練も実施しました。



防疫衣脱着



消毒ポイントでの車両誘導



車両消毒

令和5年度 牛のヨーネ病自主検査について

次のとおり実施しますので、御理解と御協力をお願いします。

- ◆ 検査手数料：4,010 円/頭
- ◆ 検査内容：血液（血清）を用いてスクリーニング検査を実施します。
※採血時に生後6カ月齢以上であることを必ず確認してください。
- ◆ 必要書類：① 病性検定診断申請書
② 採材年月日・採材した獣医師が記載された書類（採材証明書の写し等）
③ 検査個体が確認できる書類（登録証の写し等）
- ◆ 検査材料は締切日の17:00 までに搬入してください。
- ◆ 陽性時は確定検査のため陽性牛の糞便を採材し、リアルタイム PCR 検査を実施します。

〈 締切日 〉

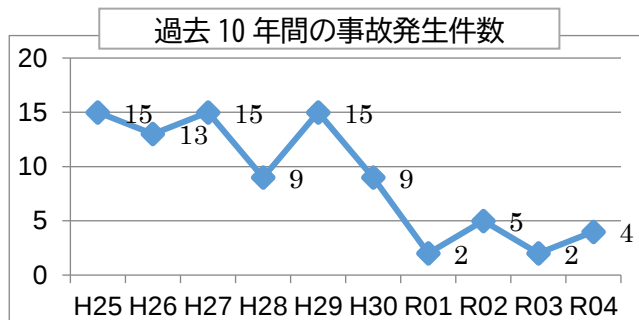
	検 体 の 締 切 日	
令和5年5月	22 日（月）	29 日（月）
6 月	19 日（月）	26 日（月）
7 月	18 日（火）	31 日（月）
8 月	21 日（月）	28 日（月）
9 月	19 日（火）	25 日（月）
10 月	23 日（月）	30 日（月）
11 月	13 日（月）	27 日（月）
12 月	18 日（月）	
令和6年1月	22 日（月）	29 日（月）
2 月	19 日（月）	26 日（月）
3 月	11 日（月）	25 日（月）

※臨床的にヨーネ病を疑う牛の検査は、随時受け付けています

生乳への抗菌性物質の残留事故にご注意！

4月7日、オホーツク管内で、今年度1例目の生乳への抗菌性物質の残留事故が発生しました。

休暇や交代により作業者が変わった時や疾病の発生等により普段と状況が違う時などに事故が発生する傾向が見られます。二重、三重の対策を施し、事故を防ぎましょう！



- ◆ マーキングは**複数、治療の都度**実施！
- ◆ 搾乳前に**治療牛を確認、情報共有**の徹底！
- ◆ 自主検査キットの使用、取扱い**は適切に！**
- ◆ 乾乳軟膏は乾乳舎へ移動させてから投与！
- ◆ ロボット搾乳の情報入力は**複数名で確認！**



病性鑑定材料の採材及び送付方法について

< 病性鑑定の依頼にあたって >

- ① **必ず事前の連絡（電話またはFAX）をお願いします。**
- ② 検体は、破損や液漏れがないように梱包し、冷蔵（チルド）で送付してください。
- ③ 検体と併せて、検査目的・項目や必要な情報を記載した書類を添付してください。
→ 特に呼吸器病や下痢症等の原因を特定するために、疫学的な情報が重要となります。

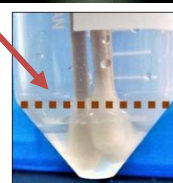
【必要な情報】

個体等の情報：個体識別番号（馬では名号）、生年月日、性別、品種、採材日・採材者等
疫学的な情報：発生状況・群への広がり方、ワクチン接種歴、導入歴、
妊娠の有無と最終 AI 日、カルテと血液検査データの写し等

< 必要な材料について >

- I 原因検索：**発症早期で未治療の個体**から採材するのが望ましいです。
集団発生の場合は、**複数頭の材料が必要**となります。

項目	搬入材料・採材量・注意点
呼吸器病	鼻腔スワブ：1 頭につき 3 本必要（ウイルス、細菌、マイコプラズマ） 採材後、生食などで綿球を軽く浸す
	血液(EDTA)：2 mL 以上 採血後、すぐに転倒混和し、凝固を防ぐ
	血清(プレーン)：3 mL 以上、抗体検査用にペア血清※必要 ※前血清と、3 週間以降に採材する後血清
下痢症	糞便：直検手袋を使用し、親指大以上の量を採材 直腸スワブでは十分な検査ができません
	血液(EDTA)：2 mL 以上
	血清(プレーン)：3 mL 以上
異常産 (流産等)	胎子、胎盤：胎子は必須、胎盤は可能な限り採材する (母牛血清のみでは、原因特定は困難)
	母牛血清：3 mL 以上必要
	膣スワブ：1 本、 初妊牛の場合 (ブルセラ症の検査)
疾病原因 (組織検査)	臓器：病変部を 3 cm × 3 cm 大に採材する 大きい場合、3 cm 間隔に割を入れる 採材後、速やかに 10%ホルマリンに浸す



II 疾病別：発症を疑う場合

項目	搬入材料・採材量・注意点
ヨーネ病	糞便：直検手袋を用いて、1 g(親指大)以上を採材 搾乳牛の場合、採材時点から検査結果判明までの間、 検査牛の生乳出荷を自粛するよう、飼養者へ指導願います。 ※採材前に必ずご連絡ください！

牛伝染性リパ腫 (BLV)	血液(EDTA)	: 2mL 以上、血液が凝固していないこと ◎採血当日に、検体の搬入ができない場合、 <u>塗抹標本を作成</u>
	血清(プレーン)	: 3mL 以上
	塗抹標本	: 作成後、風乾しメタノール固定(5分程度)を行う
牛ウイルス性下痢 (BVD)	<u>血液(EDTA)</u>	: <u>6カ月齢未満</u>
	血清(プレーン)	: 6カ月齢以上 ※持続感染牛(PI 牛)の判定は、3週間後以降の検査が必要

Ⅲ 健康検査：移動や販売等

- ① 検査方法が指定されている場合があるため、事前に十分な確認を行ってください。
- ② 証明書（1頭 500 円）が必要な場合もありますので、併せて確認をお願いします。
- ③ 書類の送付は、結果連絡後から更に1週間程度を要します。
→余裕をもった検査依頼を行ってください！

項目	搬入材料	検査内容・注意点
ヨーネ病	血清(プレーン)	: スクリーニング法、 <u>6カ月齢以上</u> であることを確認
牛伝染性リパ腫 (BLV)	血液(EDTA)	: 遺伝子検査(PCR)、血液が凝固していないこと
	血清(プレーン)	: 抗体検査(ELISA)、6カ月齢未満は移行抗体の影響有
牛ウイルス性下痢 (BVD)	<u>血液(EDTA)</u>	: 遺伝子検査(PCR)、 <u>6カ月齢未満</u>
	血清(プレーン)	: 遺伝子検査(PCR)、6カ月齢以上
馬パチフス	血清(プレーン)	: 抗体検査(凝集反応) ◎ <u>登録証の写し</u> を同封してください <u>登録証のない馬</u> については、以下を記載してください 名号、品種、生年月日、性別、 <u>毛色</u> 、 <u>特徴</u> ※ ※特徴：顔や肢部の白斑、旋毛(つむじ)の位置

牛サルモネラ症に注意！！

令和4年次、管内では5市町で10件の牛サルモネラ症（本症）が発生し、本症の保菌事例が2件確認されました。令和4年次の発生件数は、過去10年間では令和2年に次いで多く、血清型は届出対象であるTyphimurium（ティフィムリウム）でした。

牛のサルモネラ症は、毎年8～10月にかけて発生が多くみられますが、近年、道内では年間を通して発生しています。管内では、令和5年はすでに本症の発生が2件、保菌事例が1件確認されており、いずれも、血清型は届出対象であるTyphimuriumです。

本症の発生・まん延防止のため、日頃の清掃・消毒（特に飼槽・水槽など口周りは念入りに）、農場や畜舎へ立ち入る際の長靴交換や消毒、車両の消毒、防鳥ネット等による野生動物等の侵入防止、異常牛の早期発見・隔離・検査の受検等を徹底してください。

こんな症状が見られたら…

- ・発熱（40℃前後）
- ・下痢・軟便（時に血便）
- ・乳量激減、呼吸器症状など



速やかに牛を隔離して
獣医師に連絡しましょう

死亡牛のBSE検査に関する 死亡獣畜処理指示書の適正な発行について

平成31年(2019年)4月1日より死亡牛のBSE検査の対象が変更され死亡獣畜処理指示書(以下指示書)の適正な記載などについてこれまでも注意喚起してきたところですが、残念ながら令和3年度の3頭に引き続き令和4年度も2頭が誤記載等が原因でBSE検査未検査のまま化製処理された事例が発生しました。

今後、このような事例の発生防止のため、下記の確認フローチャートなどを参考にいただき、診療獣医師の方々には適切な指示書の発行をお願いします。

フローチャートは、網走家保HP (<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/>) にも掲載してあります。

死亡牛検案における確認フローチャート

2020.04 北海道網走家畜保健衛生所

<STEP 1 ~特定症状牛 その1~> 下記疾病と診断された牛ですか？

ヒストフィスソミ感染症 リステリア症 大脳皮質壊死症 脳炎 脳脊髄炎 髄膜炎 旋回病
閉鎖神経麻痺 大腿神経麻痺 坐骨神経麻痺 脳腫瘍 脊髄腫瘍 末梢神経系腫瘍 下垂体腫瘍

NO !

YES !

<STEP 3 ~起立不能牛~> 下記疾病と診断された牛ですか？

低Ca血症 Mg欠乏症 乳熱 ダウナー症候群
頸髄症 変形性脊椎症 脳軟化症 てんかん
顔面神経麻痺 三叉神経麻痺 肩甲上神経麻痺 橈骨神経麻痺
腓骨神経麻痺 脛骨神経麻痺 その他の末梢神経麻痺

NO !

YES !

<STEP 2 ~特定症状牛 その2~>
治療に反応せず進行性の
中枢神経症状があった牛ですか？

NO !

YES !

<STEP 4 ~月齢確認~>

以上 96か月齢 未満 未満 48か月齢 以上

YES !

NO !

YES !

通常の死亡牛に該当

起立不能牛に該当

特定症状牛に該当

検査対象

検査対象外

検査対象

全月齢検査対象

BSE検査「要」に✓

BSE検査「否」に✓

BSE検査「要」に✓

BSE検査「要」に✓
特定症状「有」に✓

留意事項

- 指示書のBSE検査の要否及び特定症状の有無の欄は必ずチェックしてください。
- 月齢の誤換算もあるため、BSE検査対象月齢換算表(2023年用)も参考に、月齢を正しく換算してBSE検査の要否を判断し、チェックしてください。
- 指示書に病名を記載する際には、輸送業者が病名により検査対象か判断できるように略称(例 CVCT、Mas、N麻痺)ではなく、正確に病名を記載してください。
- また、BSE検査対象牛を検案した際には、牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第1項により死亡牛の届出義務が生じますので、検案後は速やかにファクシミリにより当検査室あて(FAX:01586-2-4885)届出して下さい(届出は指示書のファクシミリでも可能です)。
- さらに、今後気温の上昇に伴い検査対象死亡牛の死後変化が顕著となり採材に支障を生じる場合もありますので、速やかに輸送業者に集荷を依頼するよう飼養者の指導をお願いします。

BSE検査対象月齢 換算表(2023年用)

BSE検査対象は 96か月齢以上の死亡牛全て
48か月齢以上の死亡牛は病名で判断

- 死亡獣畜処理指示書の日付は西暦で記載してください。
- BSE検査対象牛はFAX等で届出をお願いします。

生 年		月齢※	生 年		月齢※
令和5年	2023年	0	平成22年	2010年	156
令和4年	2022年	12	平成21年	2009年	168
令和3年	2021年	24	平成20年	2008年	180
令和2年	2020年	36	平成19年	2007年	192
令和元年	2019年	48	平成18年	2006年	204
平成30年	2018年	60	平成17年	2005年	216
平成29年	2017年	72	平成16年	2004年	228
平成28年	2016年	84	平成15年	2003年	240
平成27年	2015年	96	平成14年	2002年	252
平成26年	2014年	108	平成13年	2001年	264
平成25年	2013年	120	平成12年	2000年	276
平成24年	2012年	132	平成11年	1999年	288
平成23年	2011年	144	平成10年	1998年	300

※ 月齢は誕生日を迎えたときの月齢

網走家畜保健衛生所BSE検査室

[TEL:01586-4-2448](tel:01586-4-2448) [FAX:01586-2-4885](tel:01586-2-4885)